

1 基本理念

支えあいがやすらぎを生む、あたたかなまちへ

2 基本目標

高齢者が心豊かに暮らせる長寿社会を創る

3 基本方針

生きがいつくりと地域づくりの推進

人生100年時代への健康づくりと介護予防の推進

住みなれた地域での生活支援体制の整備

介護保険制度の持続可能性の確保

4 計画策定の背景

1 2025年(平成37年)問題 (第6期計画の推計より)

- (1) 少子高齢化の進行 ⇒ 市民の約3人に1人が高齢者に
さらに2040年(平成52年)には高齢化率は約38%の見込み
- (2) 世帯の状況 ⇒ 65歳以上高齢者単身世帯数：平成26年と比較して約1.7倍
(25千人増)
- (3) 介護・生活
高齢者の増加に伴い、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防について、
地域づくりの観点から取り組むことが求められる状況

2 介護保険制度の持続可能性の確保

- (1) 介護保険制度の利用者及び事業費
市の介護サービス利用者は、平成12年の介護保険制度の発足時は約8千人であったが、
平成26年度では約3万人、さらに平成37年度には約6万人になると見込まれる。
介護保険事業給付費は、26年度523億円から37年約1,063億円と約540億円の増加が
見込まれる。
- (2) 介護保険制度改正のポイント
現役世代並みの所得のあるものの利用者負担割合の見直し

3 地域包括ケアシステムの充実に向けた取組

千葉市地域包括ケアシステムの構築

4 計画策定に当たって

「千葉市新基本計画」や「第3次実施計画」等の関連計画及び
「千葉市中長期的な高齢者施策の指針」を踏まえ策定

5 主な取組の視点

◇高齢者が元気であるための生きがいつくりと地域づくりの推進

(1) 役割づくりと地域づくりの推進

地域包括ケアシステムの構築に向け、医療や介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることを目指し、高齢者が生きがいを持って日常生活を過ごすことが介護予防にもつながることから、地域の特性に合わせ、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成するための取組を実施し、「生涯現役社会」と「地域共生社会」の実現を目指します。

(2) 自立支援・重症化防止の推進

高齢者がその有する能力に応じ、時として「支える側」と「支えられる側」となる柔軟な側面を保ちつつ、自立した日常生活をできるよう自立支援・重症化防止の取組を推進します。

◇支援が必要になっても地域で暮らし続けるための地域包括ケアシステム体制構築の推進

(1) 在宅医療・介護連携の推進

住み慣れた地域で、安全な住まいが提供され、必要に応じて適切な訪問診療・訪問看護・訪問介護・配食などの在宅サービスを受けながら、安心して暮らし続けられる「まちづくり」を目指し、人材の確保や関係機関との連携体制の強化に取組みます。
また、(仮称)在宅医療介護連携支援センターを設置し、在宅医療・介護連携に関する相談支援を受け付けるとともに、多職種連携の取り組みを加速させます。

(2) 日常生活を支援する体制の整備

単身又は夫婦のみ高齢者等の支援を必要とする高齢者の増加に伴い、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援等の生活支援の必要性が増加することが見込まれることから、生活支援・介護予防サービスを充実させるため、NPOや高齢者等の地域住民の力を活用するなど、多様な主体によるサービス提供体制を整備します。
なお、体制整備にあたっては、生活支援コーディネーターを設置し、社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカーと連携し、地域のニーズや資源の把握を行うと共に、地域の住民・関係団体・企業等とサービス提供体制等についての情報共有・連携強化を行い、地域間の調整を図りながら推進します。
地域包括ケアシステム構築を進める地域づくりにあたり、地域ケア会議等における個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり等につなげます。

(3) あんしんケアセンターの機能強化

高齢者やその家族に生活上の様々な不安が生じた場合に、相談を受け、適切な機関につなぐ等の対応を行う窓口として重要な役割を果たすため、相談支援の強化と適切な運営体制の確保に取り組みます。
認知症施策、在宅医療・介護連携に係る施策、生活支援・介護予防サービスの基盤整備等を効果的に推進するために、各関係機関、関係者及び事業実施者とあんしんケアセンターの連携を充実します。

◇必要とされるサービスを提供するための介護基盤の整備

- ①特別養護老人ホームなどの介護保険施設等について、介護給付等対象サービス等に関する施策と居住等に関する施策と連携を図りつつ、入所できる利用者とその家族の負担軽減を図るため、計画的な整備促進を図ります。
- ②必要な介護サービスを提供するための介護人材を確保するための取組を講じます。
- ③住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、指定地域密着型サービス等のサービス提供や、在宅と施設の連携等、地域における継続的な支援体制を整備します。

◇適正な介護保険制度の運営

- ①介護給付を必要とする受給者を速やか、かつ適切に認定する体制を整備します。
- ②受給者が真に必要とする過不足のないサービスの提供します。
また、質の高いケアマネジメントを実現できるよう、介護支援専門員への支援体制を充実するとともに、給付の適正化を図るため引き続き事業者指導を実施します。